

講師 住田 敦子さん

尾張東部権利擁護支援センター長

ケアマネジャー、障害者相談支援センター相談員を経て、尾張東部成年後見センター（現尾張東部権利擁護支援センター）職員。2013年から同センター長。厚生労働省成年後見制度利用促進専門家会議委員。厚生労働省研究事業「後見人等への意思決定支援研修・広報啓発事業」委員として、研修シラバス、映像教材の作成に携わる。また、国の意思決定支援研修の講師を務める。



講義内容

《第1回》 6月16日

意思決定支援とは

今なぜ意思決定支援が求められているのか。意思決定支援が求められている理由や、意思決定支援と代行決定の違いなど、基本的な考え方を学びます。

《第2回》 8月19日

意思決定支援のプロセス

第1回の講義をふまえて、意思決定支援の具体的なプロセスについて、演習を交えて学びます。

《第3回》 10月13日

チームによる意思決定支援

意思決定支援は、一人一人のかけがえのない人生に関わります。誰かひとりではなく、チームで取り組む必要があり、その手法を学びます。

【参加申込みにあたってのご注意】

- 3回とも受講してください。全日受講された方には、修了証を交付します。
- 講義をふまえて、グループワークがあります。

【オンラインでの参加にあたってのご注意】

- 配信画像の録画、録音は、禁止します。
- Zoom ミーティングを使用します。パソコン、またはタブレットを推奨します。スマホでの参加はお勧めしません。
- グループワークの際ほかの方の迷惑になりますので、次の環境を整えてください。
 - ・ 十分な回線速度を確保したインターネット環境
 - ・ イヤホン、マイク、ヘッドセットなどを用意し、周囲の音が入らない環境
- グループワークでは、氏名及び所属を明らかにし、ビデオ ON で参加していただきます。Web カメラを用意するか、カメラの付属した端末を用意してください。
- 同じ所属で2人以上参加される場合は別々に申し込み、ひとりひとりにパソコンなどを用意してください。
- 開催日の2日前に、お申込みのメールアドレスに参加のためのご案内を送信します。

尾張北部権利擁護支援センターは、小牧市・岩倉市・大口町・扶桑町の共同事業として運営されています。当センターの相談・研修事業の対象は、原則として上記の4市町に関係する方々です。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

電話 0568-74-5888 ファックス 0568-74-5855
電子メール mail@owarihokubu-kenriyogo.net
ホームページ <https://owarihokubu-kenriyogo.net>